

## **8 一般競争入札 Q&A**

**Q 1 一般競争入札は、誰でも参加できるのか。**

A 公告に記載された資格要件を満たす者であれば誰でも参加できます。

**Q 2 資格要件は、誰が定めるのか。**

A 千葉県建設工事等入札参加資格委員会の意見を聞いて契約担当者が決定します。  
また、入札参加資格確認申請者の資格の有無についても、同委員会の意見を聞いて確認します。

**Q 3 公告は、どこへ行けば見られるのか。**

A 発注機関の掲示板に掲示します。  
また、ちば電子調達システム（入札情報サービス）にも掲載します。

**Q 4 申請様式は、どこでもらえるのか。**

A 千葉県庁ホームページよりダウンロードして、使用してください。

【一般競争入札参加資格確認申請書様式】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/ippankyousou.html>

【総合評価方式の技術資料に関する様式】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/teisyutuyousiki.html>

**Q 5 入札参加資格確認申請の審査基準日は、いつになるのか。**

A 審査基準日は、入札参加資格確認申請期限日です。

**Q 6 入札参加者の資格要件のうち「年間平均完成工事高」とはなにか。**

A 等級格付けの基礎となった経営事項審査による完成工事高（2年平均又は3年平均）又は審査基準日で有効な経営事項審査による完成工事高を言います。

**Q 7 どのような工事を対象に「年間平均完成工事高」を設定するのか。**

A 設計金額5千万円未満の工事のうち、予定価格が事前公表の工事において設定することができ、必要となる完成工事高の額については、発注する工事に応じ個別に設定します。

Q 8 入札参加者の資格要件のうち「災害対応貢献企業」とはなにか。

A 災害対応貢献企業の定義は以下のとおりであり、対象となる協定については、発注する工事に応じ個別に設定します。

ア 県又は出先機関の長と地震・風水害・その他の災害が発生する恐れのある場合の防止、及び災害が発生した場合の応急対策に係る業務の協定を締結している関係団体に加入している者

イ 入札公告から過去2年間に、当該工事を所轄する事務所等の要請に基づき、当該工事の工種に係る公共土木施設等の災害の予防並びに機能の確保及び回復のため、災害応急に係る業務（建設工事に限る）を施工した実績があるもの。

Q 9 どのような工事を対象に「災害対応貢献企業」を設定するのか。

A 設計金額5千万円未満の工事のうち、地域に精通し施工について必要な知識経験を有する地元企業の活用により円滑かつ効率的な施工の確保が見込まれるもので、以下に該当する一部の工事において設定します。

ア 災害復旧に関する工事

イ 維持修繕に関する工事

Q10 入札参加資格確認申請書のあて先は誰か。

A 入札参加資格確認申請書のあて名は、公告した者（＝契約担当者）と同じです。

Q11 設計図書等は、どこで見られるのか。

A 設計図書等は、工事を所轄する事務所等で閲覧できます。

なお、無償による入札情報サービスシステムでの配付又はCD-Rでの配付をしている場合がありますので公告をご覧ください。

Q12 共同企業体の結成は、どのように行われるのか。

A 一般競争入札の公告により構成員に求める要件と共同企業体に求める要件に注意しながら、各単独企業の自主的な結成によることとなります。

Q13 共同企業体の結成に当たり、協定書は何部作成するのか。

A 協定書は、構成員数に申請時の提出部数2部を加えた部数を作成します。

※提出は正副3部（うち1部はJVに返却）ですが、構成員それぞれが押印した協定書を持参することとなっています。

(例) 2社JVの場合 構成員数（2部）＋（提出2部）＝4部

3社JVの場合 構成員数（3部）＋（提出2部）＝5部

Q14 共同企業体の結成に当たり、構成員の最低出資比率はどのくらいか。

A 構成員の最低出資比率は、2社JVの場合は30パーセント、3社JVの場合は20パーセントです。

Q15 共同企業体の名簿登載申請は、いつ、どこへすればよいのか。

A 特定建設工事共同企業体であっても、入札参加業者資格者名簿に登載されなければなりません。

したがって、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請（名簿登載申請）は、一般競争入札の資格確認申請の前に行うこととなります。

申請書のあて名は知事、申請書の提出先は、県土整備部建設・不動産課です。

入札参加資格申請書のあて名は公告した者のため、名簿登載申請者のあて名と異なる場合がありますのでご注意ください。

Q16 共同企業体に発注する工事に、単独企業で入札参加することはできるのか。

A 単独企業での参加はできません。

Q17 工事費内訳書は、どのようなものを使用すればよいのか。

A 工事内訳書には、原則として県の定める様式を使用してください。

ただし、入札参加者が県の様式に準じた独自の様式を用いることができます。

この場合、以下の条件を備えていることが必要となります。

- (1) 入札参加者名、工事名及び工事場所。
- (2) 工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位、単価及び金額。
- (3) 工事費の内訳となる記載を要する項目は、次の表のとおりとします。

| 工事種別      | 記載を要する項目                       |
|-----------|--------------------------------|
| 建築・設備関連工事 | 種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳まで          |
| その他の工事    | 内訳細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別）まで |

県の定める様式については、千葉県庁ホームページの建設・不動産課のページに掲載されていますのでご覧下さい。

なお、入札の際に、電子入札システムにより工事費内訳書の提出がない場合、入札は無効となります。

詳細は「千葉県発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」を参照ください。

また、再度入札がある場合は、2回目の再入札の金額に応じた工事費内訳書を電子入札システムにより提出する必要があります。

平成29年5月2日から、サポート対象外のファイルを添付した場合、提出したファイルが発注者に届かない等の可能性がありますので、工事費内訳書を提出する際は、特にご注意ください。添付可能なファイル等については、千葉県庁ホームページ「入札のしおり関係（建設工事等）」に掲載されていますのでご覧下さい。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/index.html>

Q18 開札結果は、どこで確認すればよいか。

A 開札結果は、入札を行った各所属の窓口及び「入札情報サービス」で閲覧できます。

Q19 電子入札システムの使用方法はどこで分かるのか。

A 操作方法の説明は、ちば電子調達システムの「マニュアル」欄にありますのでご利用ください。

システム操作マニュアル <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/webportalPublic/LPSIP30R.html>

Q20 電子入札約款はどこで見られるのか。

A 千葉県庁ホームページの「建設工事等における電子入札のしおり」に掲載されていますのでご覧ください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/denshinyuusatsu.html>

Q21 参加資格確認申請書等（資格確認資料、技術資料含む。）の提出はどのように行うのか。

A 参加資格確認申請書等については、平成30年6月1日以降に入札公告を行う工事から、原則、電子入札システムの添付機能により提出します。この場合、発注機関の窓口への直接持参は不要です。

ただし、電子ファイルの容量超過等で電子入札システムによりがたい場合は、郵送又は託送により提出することができます。（具体的な提出先等は、案件ごとに異なるので必ず公告を確認してください。）